

新 育 第 419 号
令和 4 年 6 月 20 日

教育・保育施設長 様

こども未来部保育課
(保育指導グループ)

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（依頼）

日ごろより、園児の健康及び安全確保にご尽力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和 4 年 6 月 13 日に内閣府・文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省より通知があったところです。貴施設におかれましては、プール活動・水遊び前にリスクの再確認、人的・物的環境の整備、救命措置の研修実施等、事故防止へのより一層のお取り組みをお願い申し上げます。

なお、取り組み促進の観点から、保育課作成文書・チェックリストも併せて送付しますのでご活用ください。

【添付資料】

資料①

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」
(内閣府・文部科学省・スポーツ庁・厚生労働省発)

資料②

「プール活動・水遊び 監視のポイント」(消費者安全調査委員会発)

資料③

「プール活動・水遊びにおける事故防止について」(保育課発)

資料④

「プール活動・水遊びの前に…これだけは確認！（チェックリスト）」(保育課発)

担 当：こども未来部保育課
保育指導グループ
電話番号：226-1215

府子本 679 号
4 初幼教第 9 号
子少発 0613 第 1 号
子保発 0613 第 1 号
令和 4 年 6 月 13 日

各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県児童福祉主管部（局）長
各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各都道府県認定こども園担当部（局）長 殿
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各指定都市・中核市認定こども園担当部（局）長
附属学校を置く各国立大学法人の長

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
スポーツ庁政策課企画調整室長
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長
厚生労働省子ども家庭局保育課長

教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを
行う場合の事故の防止について（通知）

教育・保育施設等における重大事故の防止について、日頃から御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標題については、従来から、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、プール活動・水遊び等を行う場合の監視体制、緊急事態への対応等について、十分な事前教育の実施や、日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示すとともに、毎年、各教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）でのプール活動・水遊び等の開始時期に合わ

せて、安全管理及び事故防止について周知徹底を図っているところです。

今年度についても引き続き、事故の発生を防止するため、管内の各施設等及び市町村に対して、プール活動・水遊びを行う場合の安全管理及び事故防止の徹底について改めて周知（下記1.）していただくとともに、事故防止のために必要な取組が各施設等において確実に取られるよう、各地方公共団体において必要な取組を行っていただくようお願いいたします。（下記2.）

その際、「水泳等の事故防止について」（令和4年5月11日付4ス庁第230号（スポーツ庁））の通知（別添①）及び消費者安全調査委員会作成の教材（別添②及び③）についても、参考にしていただくようお願いします。

また、プール活動を行う場合の新型コロナウイルス感染症対策については、参考資料①～③を参考に、適切に対応していただくよう、併せてお願い申し上げます。

記

1. 各施設等及び市町村への周知徹底

各地方公共団体は、各施設等でプール活動・水遊びを行う場合に次の(1)から(3)までの取組を行うよう、管内の各施設等及び市町村に対して一層の周知徹底を図ること。また、安全確保策の充実及び各施設等への指導監査等を通じて、各施設等において、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えが行われるよう指導すること。

(1) 監視体制

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、プール活動・水遊びを中止すること。

(2) 注意事項に係る職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動・水遊びに関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについての事前教育を十分に行うこと。

< 「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」ガイドライン p2 >

- ① 監視者は監視に専念する。
- ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
- ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
- ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。

- ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等

(3) 救急救命講習等の研修、緊急時の体制・対応方針の整理

事故発生時に適切に対処することができるよう、職員に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等を含む救急救命講習等の研修の機会を設けること。

また、一刻を争う状況にも対処できるよう、119番通報を含めた緊急時の体制及び対応方針を事前に整理し職員間で共有しておくとともに、必要な知識や技術を実践することができるよう、日常的に訓練を行うこと。

※ 事前教育や研修等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮し、その内容・目的に応じて実施方法の検討を行うこと。特に、実技を伴う研修を実施する場合は、開催場所、回数及び参加人数等の調整を行い、密集する状況をつくらない等の工夫を行い、感染リスクに充分配慮すること。

2. 地方公共団体における取組

(1) 各施設等における事前教育の支援

各地方公共団体は、1.(2)に関して、各施設等が、プール活動・水遊びに関わる職員に対する事前教育を効果的に行うことができるよう、施設長に対する研修を実施する、職員が専門家から学ぶ機会を設けるほか、マニュアル・チェックシート、危険予知トレーニングツール、事件事例紹介、DVDや動画等の必要な資料を提供するなど、必要な取組を行うこと。

なお、チェックシートについては、消費者安全調査委員会による「消費者安全法第33条に基づく意見」(平成26年6月20日付消安委第50号)のフォローアップとして実施した実態調査結果中の参考資料1及び2の「プール活動・水遊びに関するチェックリスト(別添③)」も適宜活用すること。

(2) 研修の実施等

各地方公共団体は、1.(3)に関して、子供の特性を踏まえたものとなるよう、救急救命講習等の研修の実施、専門家の派遣及び実施機関に関する情報提供など、必要な取組を行うこと。

なお、救命救急講習等の研修の開催案内については、認可外保育施設を含めた管内の全ての施設等に対して確実に送付すること。

(3) 各施設等の自発的な取組の促進

各地方公共団体は、各施設等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う

場合に、子供の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、各施設等における自発的な安全への取組を促すこと。

【添付資料】

別添①「水泳等の事故防止について」（令和4年5月11日付4ス庁第230号（スポーツ庁））

別添②「プール活動・水遊び 監視のポイント」（消費者安全調査委員会）

別添③「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」（消費者安全調査委員会）

※ 消費者安全委員会では、上記のほか、溺れ事故を防ぐための監視のポイントについての動画、プール活動・水遊びの際の監視や指導、子供たちの危ない行為のイラストを作成していますので御活用ください。

【動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/

【関連イラスト集】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/illustration/

なお、過去のコンテンツも含めた教材全体のページはこちらです。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

参考資料①「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十五報）」（令和4年5月25日付事務連絡（厚生労働省 子ども家庭局保育課））（抜粋）

※ 全体版はこちら（厚生労働省 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

参考資料②「学校の水泳授業における感染症対策について」（令和3年4月9日付事務連絡（スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課））

参考資料③「認定こども園のプール活動における感染症対策について」（令和3年4月19日付事務連絡（内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）））

プール活動・水遊びの溺れ事故を防ぐため、 監視役の先生は、最初から最後まで監視に専念！ ～監視のポイント～

1. 監視役の先生は、子どもより先にプールサイドへ

始める前に



子どもたちの着替え、シャワー、消毒のサポート等々、しなければならぬ事が沢山あり、つつい監視役の先生も、他の先生の手伝いをして、プールへの到着が遅れることがあります。一方で、準備ができた子どもは、早く水遊びをしたいため、プールに近づき、中をのぞき込んだりします。

監視役の先生は、必ず子どもより先にプールに行き、監視が始める状態になってから、子どもを迎えるようにしましょう。

2. 監視役の先生は、プール全体を見渡せる場所で監視に専念！ 交代するときは、子どもたちに目を配ったまま

実施中



子どもが監視役の先生の視野の範囲（視界）の外に行ってしまうことがあります。また、交代するときに、監視ができていない状態が発生してしまうことがあります。

過去には、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと監視の目を離れた際に、溺死事故が起こっています。



監視役の先生は、監視に専念しましょう。プール内外で子どもが困っているのを見つけても、怪我や事故につながる緊急時以外は他の先生に知らせるだけにとどめ、自分は監視を続けましょう。監視を交代するときも、子どもたちから目を離さないようにし、次の監視役の先生にその場で簡単に引継事項を伝えましょう。

3. 監視役の先生は、最後の子どもが退水したことを確認

終わるとき



プール活動が終わると、監視役の先生も監視を止め、水から上がった子どものシャワーや着替えの補助に回ることがあります。しかし、プールに残っている子どもがいると、再び遊び始めたり、中には転んでしまうことがあるかもしれません。大人が見ていないプール内に子どもだけがいるのは、非常に危険です。

監視役の先生は、子どもたち全員が退水するまで、その役割を全うすることが重要です。全員の退水後、再度プールに目をやり、指さし確認をして水の中に残っている子どもがいないことを確認しましょう。

4. 水をためたプールからは、子どもを離す工夫を

プール活動外



プール活動・水遊びの時間に関係なく、子どもは、水の入ったプールに近づき、中をのぞいたり、水を触ったりします。もし、水に落ちてしまったりすると、溺れ事故につながりかねません。

子どもにプール活動・水遊びの時間以外はプールに近づかないよう指導すると同時に、入口に鍵をかける、柵を設けるなど、子どもがプールに近づくことができないような工夫をしましょう。活動後、すぐに水を抜くのも有効ですが、その場合は、水がなくなったことを確認しましょう。



消費者安全調査委員会では、令和元年の夏に、首都圏にある保育所や認定こども園、計 10 園にご協力いただき、カメラを設置してプール活動・水遊びの様子を撮影しました。

監視・救助資格を持つ専門家に、撮影された映像のうちプール活動・水遊びの映像 226 時間分を見てもらい、溺れ事故につながる危険性のある場面を抽出してもらったところ、「転倒」、「飛び込み」、「プールのへりに乗る、座る、またぐ、立つ」、「プール外から中をのぞき込む」、「プールの中で転んだ子どもの上に乗ってしまう」、「ふざけてほかの子どもを沈める」といった場面が見られました。

調査で見られた危ない場面



また、監視役の先生が活動時間中に片付けなどの別作業をする、子どもの相手をする、全体を見渡すことができない場所において、監視に死角が生じているなど、監視が十分にできていない場面が見受けられました。

監視が十分にできていない場面は、自由活動の時間内に多く発生していましたが、子どもの着替えやシャワーの手伝いなど、プール活動を始める前、終わる時にも多く発生していました。

【プール活動・水遊びの前に】

- 園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。
- あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。
 - ・各園で、プール全体を見渡すことができる場所を確認し、事前に監視に立つ場所を決めておきましょう。
 - ・物や人の影になって見えない部分がないか、実際に立ってみて確認しましょう。
 - ・監視役の先生が監視に専念できるよう、先生全員でプール活動の際の役割を話し合しましょう。

【プール活動・水遊び中】

- **プール全体、子どもたち全員を監視しましょう。**
 - ・定期的に視線を動かしながら監視しましょう。
 - ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意しましょう。
 - ・溺れるときには、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応を伴うとは限らず、**実際には静かに溺れることも多いと言われています**。動かない子どもや不自然な動きをしている子どもがいかに留意しながら監視をしましょう。
 - ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子など、特に注意の必要な子どもについて理解した上で監視をしましょう。
 - ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

本資料は、調査で見られた監視の不十分なところがなくなるように、映像で見られた良い取組も参考にしながら、監視のポイントを提案しています。各園でプール活動・水遊びに関わる全ての方に理解していただくよう、各園でのプール活動・水遊びの際のルールや事前教育に取り入れていただき、プールシーズン前の職員会議や日々のミーティングなどの機会にご活用ください。また、溺れ事故につながる可能性のある子どもの行動についても確認していただき、子どもたちの安全教育にもご活用ください。

本資料にあるイラスト及び溺れ事故につながる危険性のある場面を、消費者庁のウェブサイトに掲載しています。



消費者安全調査委員会

令和 2 年 5 月 21 日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/